

## 暴言(大声)・暴力。

正常な診療の妨げや他の患者さんの迷惑になります

傷害罪(刑法 204 条) 脅迫罪(刑法 222 条) 威力業務妨害罪(刑法 234 条) 暴行罪(刑法 208 条) 器物損壊罪(刑法 261 条) 富山県迷惑行為等防止条例

当院では、「安心」・「快適」で質の高い医療を提供いたしております。

**暴言(大声)・暴力・迷惑行為(脅迫、器物損壊など)**と判断した場合は、診療をお断りする場合があります。

これらの行為で他の患者さんの迷惑及び診療に支障が生じる場合は、<br/>警察に通報させて頂きます。